2）工事内容（事業全体としての内容）
工場製作工：約900ｔ
鋼桁工：１式
３径間連続合成ｉ桁工：２連、４径間連続合成ｉ桁工：１連、単純鋼床版箱桁工：１連、２径間連続合成ｉ桁工：１連、単純合成ｉ桁工：２連
橋脚拡幅工：１式
ＲＣ橋脚梁拡幅工：15基、鋼製橋脚梁拡幅工：13基
床版工：約2,000㎡
高欄工：約500m
舗装工：約2,000㎡
既設上部工撤去工：１式
既設構造物撤去・復旧工：１式
仮設工：１式
共通仮設費：１式
3）工事期間　工事契約時に設定する。
4）工事参考額　約30億円（税抜）なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。
⑷　本工事は、すべての競争参加者から競争参加資格確認申請時に設計業務費見積書の提出を求める工事である。
⑸　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑹　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。
⑺　本工事は、本工事の契約締結実績について、今後発注される「技術的難易度の高い工事の受注実績評価対象工事」の技術評価項目において加点対象とする「技術的難易度の高い工事指定」の試行工事である。

2　競争参加資格
⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　一般競争参加資格の認定　設計業務の契約締結までに下記に示す両方の資格を有すること。
①　阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る平成29～32年度の一般競争参加資格
②　阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る平成29・30年度の一般競争参加資格
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　企業の形態及び施工能力点
①　設計業務の場合　下記に示す単体又は２者による設計共同体であること。
1）単体の場合　設計業務の契約締結までに下記に示す両方の資格を有すること。
・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定
・阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（以下「施工能力点」という。）が1,150点以上
2）設計共同体の場合　下記の条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。
ア）代表者は、上記１）に同じ。
イ）構成員は、設計業務の契約締結までに下記に示す両方の資格を有すること。
・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定
・阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,050点以上
②　工事の場合　下記に示す単体又は２者による特定建設工事共同企業体であること。
1）単体の場合　下記の資格を有すること。
・阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,150点以上
2）特定建設工事共同企業体の場合　下記の条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であること。
ア）代表者は、上記１）に同じ
イ）構成員は、阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,050点以上
⑸　地域要件　設定しない。
⑹　業務の実績　求めない。
⑺　施工実績　平成15年度以降に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
また、阪神高速が発注した工事の場合は工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。
また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成15年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績を有すること。
Ⅰ．単体の場合
「同種工事」
・鋼道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）における上部工の製作を含む架設工事
Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合
ア）代表者は上記Ⅰ．に同じ。
イ）構成員は下記に示すいずれかの同種工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
・鋼道路橋における上部工の製作を含む架設工事
・道路橋における鋼構造物（標識・遮音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く。）の製作を含む補修又は補強工事（耐震補強工事を含む。）
⑻　技術提案書　下記３⑶に示す本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書が適切であること。（詳細は説明書参照）
⑼　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成28年度及び平成29年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成28年度及び平成29年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。
⑽　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。なお、本工事の契約時期は2019年10月頃、現場着手時期は2020年４月頃を予定している。また、設計業務期間及び製作期間においては専任の義務はなく、基本協定に基づき工事が契約された場合において、次に掲げる工事経験を有する者を配置すること。（詳細は説明書参照）
①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
・一級土木施工管理技士
・技術士（建設部門）
②　平成15年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑺の施工実績の取り扱いに同じ。
「同種工事」
下記に示すいずれかの工事経験を有すること。
・鋼道路橋における上部工の架設工事
・道路橋における鋼構造物（標識・遮音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く。）の補修又は補強工事（耐震補強工事を含む。）
③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。